

■ か行

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

計画規模降雨

10～100 年に 1 回程度を想定した降雨規模。

広域都市圏

複数の都市で構成される広域的な圏域のこと。

公共交通不便地域

鉄道駅やバス停から離れているため、公共交通の利用が不便な地域のこと。

本計画では、鉄道駅から半径 800m、バス停から半径 300m 圏域外のエリアを公共交通不便地域と捉えている。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中でも、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

■ さ行

浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

想定最大規模降雨

1000 年に 1 回程度を想定した降雨規模。1000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年の間に発生する確率が 1/1000(0.1%)以下の降雨。毎年の発生確率は小さいが、規模の大きな降雨であることを示す。

■ た行

津波災害警戒区域

津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域として都道府県知事が指定する区域。

また、都道府県は津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる。

DID（人口集中地区）

国勢調査の基本単位区（1985 年以前は調整区）で、①人口密度が 4,000 人/km² 以上であり、②隣接する基本単位区との人口合計が 5,000 人以上となる地区のこと。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（伝統的建造物群）及びこれらを含む歴史的なまとまりをもつ地区を保存するため市町村が指定した地区。本市における古市金屋地区といった重要伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群保存地区のうち、国が市町村からの申出を受け価値が高いものとして選定した地区。

道路交通センサス

全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向を明らかにするため、全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等の調査のこと。

都市機能誘導区域

医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画区域

都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。

都市計画マスタープラン

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める計画。

都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子化・高齢化等の社会経済情勢の変化に都市を対応させるため、2002（平成14年）に制定された法律。

都市のスポンジ化

都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

■ は行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

PDCA サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことにより、継続的に改善していく業務管理手法のこと。

■ や行

柳井広域都市圏広域立地適正化に関する基本方針

柳井広域都市圏 1 市 4 町のうち、柳井市、田布施町、平生町において、立地適正化計画制度の面から、市町間の連携強化や機能分担を行い、効率的な都市運営を行うに当たっての共通認識として持つべき広域的な方針を示すものであり、1 市 2 町がそれぞれの立地適正化計画を策定する際にはこの方針を踏まえて策定することになる。

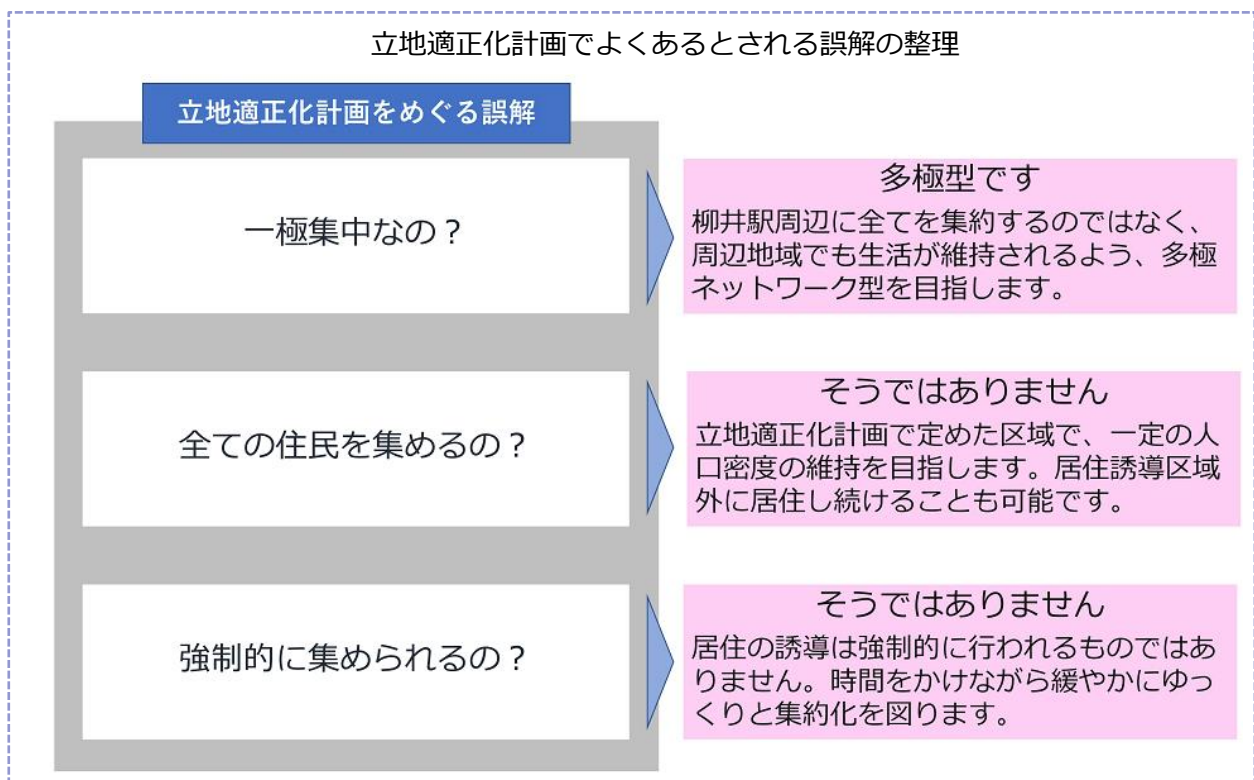
用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める、13種類の地域のこと。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

■ら行

立地適正化計画

市町村が都市再生特別措置法に基づき、コンパクトなまちづくりの観点から、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導について定める計画で、都市計画マスタープランに包含される計画として位置づけられる。





柳井市立地適正化計画

柳井市 建設部 都市計画・建築課